

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。
 下記の記載事項については、いずれも相違ありません。
 なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。

年 月 日

事業主 住所 〒656-0153 兵庫県南あわじ市倭文庄田 754-2

又は 名称 石窯ビザ丸

代理人 氏名 西尾 卓二

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

兵庫労働局長 殿

事業主又は 住所 〒

(洲本公共職業安定所長経由)

(提出代行者・事務代理者) 名称

社会保険労務士 氏名

	A 判定期間の指標 2020年3月1日から 2020年3月31日まで	B Aに対応する期間の指標 2019年3月1日から 2019年3月31日まで	C A/B×100	添付書類	※ 確認欄
月 間 売 上 高 ()	1,234,567	1,400,000	8.8183357142857	残高試算表	← 表の書式変更

○ 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。

1. 例年繰り返される季節の変動によるものである。
 (例)・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
 ・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
 ・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など
 (はい ・ いいえ)
- v 2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。(はい ・ いいえ)
 (例)・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
 ・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など
3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。
 (例)・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反（その疑いを含む）により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
 ・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為（その疑いを含む）により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など
 (はい ・ いいえ)
4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要（受注量、客数等）の減少等によるものである。
 (例)・需要の減少又は集客の困難
 ・その他これらに準ずる経済事情の変化 など
 (はい ・ いいえ)

○ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

今年全体としては昨年よりも好況でしたが、総理による休校要請、大阪府・兵庫県両知事による往来自粛要請の直後に極端にお客様が減り売上げが落ちました。その後、3月31日に淡路島で初の感染者が出て、4月7日に政府の緊急事態宣言が発出され、営業を続けるのが不可能なほど売上げが落ちました。